

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（在留資格認定証明書）</p> <p>第六条の二（略）</p> <p>2 前項の申請に当たつては、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとす。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に<sup>（傍線）</sup>応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（在留資格認定証明書）</p> <p>第六条の二（略）</p> <p>2 前項の申請に当たつては、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとす、かつ、裏面に氏名<sup>（傍線）</sup>を記入したものとす。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に<sup>（傍線）</sup>応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～6（略）</p>

(出頭を要しない場合等)

第五十九条の六 1・2 (略)

3 法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 法第二十条第四項第一号(法第二十一条第四項及び法第二十二條の二第三項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織(法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成十五年法務省令第十一号)第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

4・5 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第六十一条の三 電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 第六条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付(法別表

(出頭を要しない場合等)

第五十九条の六 1・2 (略)

3 法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織(法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成十五年法務省令第十一号)第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して第六十一条の三第一項第七号に規定する申請書の提出を行った場合。

4・5 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第六十一条の三 電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

(新設)

第一の表の下欄に掲げる活動（一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）を行おうとする者に係るものに限る。）の申請書の提出

七| 第十九条第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

八| 第十九条の四第一項の規定による就労資格証明書の交付（外交の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出

九| 第二十条第一項の規定による在留資格の変更（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）への変更を受けようとする者に係るものに限る。）の申請書の提出

十| 第二十一条第一項の規定による在留期間の更新（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出

十一| 第二十四条第一項の規定による在留資格の取得（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）を取得しようとする者に係るものに限る。）の申請書の提出

十二| 第二十九条第一項の規定による再入国の許可（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

十三| (略)

十四| (略)

2 電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区

六| 第十九条第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出（次号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

(新設)

(新設)

七| 第二十一条第一項の規定による在留期間の更新（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出

(新設)

八| 第二十九条第一項の規定による再入国の許可（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出（前号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

九| (略)

十| (略)

2 電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第九号及び第十号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に

分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

二 前項第二号、第三号、第五号、第十三号又は第十四号に掲げる申請等を行うとする者 氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）

3 電子情報処理組織を使用して第一項第六号の申請を当該外国人に代わつて行うことができる者は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者（当該外国人を受け入れようとする機関の職員に限る。）とする。

4 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、

応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

二 前項第二号、第三号、第五号、第九号又は第十号に掲げる申請等を行うとする者 氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）

(新設)

3 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、外国人を受け入れる機関（監理団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）を含み、団体監理型実習実施者（同条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の職員又は当該機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者であつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするものに限る。

一 当該機関に受け入れられている者（法別表第一の上欄の在留資格（

前項若しくは次号に掲げる機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の職員若しくは登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものであつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。

イ 当該機関に受け入れられている者又は受け入れられようとする者（第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者又は在留しようとする者に限り、第八号に掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、外交及び短期滞在の在留資格以外の在留資格をもつて在留する者に限る。）

ロ イに掲げる者のうち公用の在留資格をもつて在留するもの又は在留しようとするものと同じの世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者

ハ イに掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者

二 第一項第七号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、

外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に限る。）

二 前号に掲げる者のうちの公用の在留資格を決定されたものと同じの

<p>5  第三項及び前項に掲げる機関は、次のいずれかに該当する機関以外の機関であつて、地方出入国在留管理局長が適当と認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6  (略)</p> <p>7  電子情報処理組織を使用して第一項第九号及び第十号の申請書の提出を行った場合については、第二十条第五項(第二十一条第四項において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。</p>	<p>外国人を受け入れる機関又は受け入れようとする機関(監理団体(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。))第二条第十項に規定する監理団体をいう。)を含み、団体監理型実習実施者(同条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。)を除く。)その他これらに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関の職員であつて、前号イからハまでに掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。</p>
<p>4  前項の外国人を受け入れる機関は、次のいずれかに該当する機関以外の機関であつて、地方出入国在留管理局長が適当と認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5  (略)</p> <p>6  電子情報処理組織を使用して第一項第七号の申請書の提出を行った場合については、第二十一条第四項において準用する第二十条第五項の規定は、適用しない。</p>	<p>世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者</p> <p>三  第一号に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者</p>